

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社野矢設備工業所
 住所 奈良市平松3丁目26番18号
フリガナ 代表者氏名 代表取締役 野矢 明 印
 電話番号 0742-43-7655
 FAX番号 0742-43-9087
 メールアドレス noyaa@z33.so-net.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | ✓ | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社野矢設備工業所

住 所

奈良市平松3丁目20番18号

代表者氏名

代表取締役



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--|---|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 取締役 ノヤバユキ 野矢信行 取締役 ノヤシヒロ 野矢道宏 取締役 ノヤカズコ 野矢和子 | 代表取締役 ノヤアキ 野矢明 取締役 ヤマカシ 山中孝 監査役 ノヤタケ 野矢武行 |
| 事業の範囲 | 管工事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|--|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 野矢設備工業所 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 631-0846 住所 奈良市平松3丁目26番18号 電話番号 0742-43-7655 F AX番号 0742-43-9087 メールアドレス noyaa@z33.so-net.ne.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| 野 矢 明 山 中 孝 カ 加藤 健 司 | 第 39053号 第 39054号 第 39164号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数量 | 備 考 |
|----------------|----------------|---------------|----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | 金切りのン ハンドソー | REX MANTIS180 | / | |
| | レシプロソー | マキタ JR3020 | / | |
| | エンビカッター | VC-34ED | / | |
| | | VC-63ED | / | |
| 管の加工用の 機械器具 | パイプねじ切り器 | | / | |
| | 施盤 大 | REX N100A | / | |
| | ” 中 | REX | / | |
| | ” 小 やすり | MCC | / | |
| 接合用の 機械器具 | パイプレンチ | 300 | / | |
| | ” | 350 | / | |
| | ” | 450 | / | |
| | フェーントング | 10 ~ 100A | / | |
| | トーチランプ | 1900℃ | / | |
| 水圧テストポンプ | 手動テスト | T-50KP | 3 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。


様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

| | |
|--------|--|
| 氏名又は名称 | 株式会社野矢設備工業所 |
| 住 所 | 奈良市平松3丁目26番18号 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 野矢 明  |

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市平松三丁目26番18号
株式会社野矢設備工業所

| | | |
|----------------------|--|---------------|
| 会社法人等番号 | 1500-01-001910 | |
| 商号 | 株式会社野矢設備工業所 | |
| 本店 | 奈良市菅野台7番25号 | |
| | 奈良市平松三丁目26番18号 | 平成 3年 8月 1日移転 |
| 公告をする方法 | 大阪市に於て発行するサンケイ新聞に掲載して 為す | |
| 会社成立の年月日 | 昭和42年4月3日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事請負業 2. とび土工工事請負業 3. 石工事請負業 4. 管工事請負業 5. 鋼構造物工事請負業 6. ほ装工事請負業 7. しゅんせつ工事請負業 8. 塗装工事請負業 9. 水道施設工事請負業 10. 前各号に付帯関連する一切の事業 | |
| 発行可能株式総数 | 20万株 | 平成19年 4月28日変更 |
| | | 平成19年 5月10日登記 |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 10万株 | 平成19年 5月 1日変更 |
| | | 平成19年 5月10日登記 |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 | |
| 資本金の額 | 金5000万円 | 平成19年 5月 1日変更 |
| | | 平成19年 5月10日登記 |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する | |

| | | | |
|----------|------------|----------------|--------------------------------|
| 役員に関する事項 | <u>取締役</u> | <u>野 矢 道 宏</u> | 平成24年 9月25日重任 平成24年 9月26日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>野 矢 道 宏</u> | 平成26年 9月22日重任 平成26年 9月24日登記 |
| | 取締役 | 野 矢 道 宏 | 平成28年 9月12日重任 平成28年 9月21日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>野 矢 和 子</u> | 平成24年 9月25日重任 平成24年 9月26日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>野 矢 和 子</u> | 平成26年 9月22日重任 平成26年 9月24日登記 |
| | 取締役 | 野 矢 和 子 | 平成28年 9月12日重任 平成28年 9月21日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>野 矢 明</u> | 平成24年 9月25日重任 平成24年 9月26日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>野 矢 明</u> | 平成26年 9月22日重任 平成26年 9月24日登記 |
| | 取締役 | 野 矢 明 | 平成28年 9月12日重任 平成28年 9月21日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>山 中 孝</u> | 平成24年 9月25日重任 平成24年 9月26日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>山 中 孝</u> | 平成26年 9月22日重任 平成26年 9月24日登記 |
| | 取締役 | 山 中 孝 | 平成28年 9月12日重任 平成28年 9月21日登記 |

| | | | |
|--|------------------------|----------|---|
| | 取締役 | 野矢信行 | 平成27年 8月20日就任 ----- 平成27年 8月25日登記 |
| | 取締役 | 野矢信行 | 平成28年 9月12日重任 ----- 平成28年 9月21日登記 |
| | 奈良市平松五丁目7番12号 代表取締役 | 野矢明 | 平成24年 9月25日重任 ----- 平成24年 9月26日登記 |
| | 奈良市平松五丁目7番12号 代表取締役 | 野矢明 | 平成26年 9月22日重任 ----- 平成26年 9月24日登記 |
| | 奈良市平松五丁目7番12号 代表取締役 | 野矢明 | 平成28年 9月12日重任 ----- 平成28年 9月21日登記 |
| | 監査役 | 野矢武行 | 平成24年 9月25日就任 ----- 平成24年 9月26日登記 |
| | | | 平成26年 9月22日辞任 ----- 平成26年 9月24日登記 |
| | 監査役 | 野矢武行 | 平成26年 9月22日就任 ----- 平成26年 9月24日登記 |
| | | | 平成28年 9月12日辞任 ----- 平成28年 9月21日登記 |
| | 監査役 | 野矢武行 | 平成28年 9月12日就任 ----- 平成28年 9月21日登記 |
| | 取締役会設置会社 に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 |
| | 監査役設置会社 に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記 |

奈良市平松三丁目26番18号
株式会社野矢設備工業所

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により

平成14年 7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年12月 6日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



株式会社野矢設備工業所

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は 株式会社 野矢設備工業所 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

- 1、土木工事請負業
- 2、とび土工工事請負業
- 3、石工事請負業
- 4、管工事請負業
- 5、鋼構造物工事請負業
- 6、舗装工事請負業
- 7、しゅんせつ工事請負業
- 8、塗装工事請負業
- 9、水道施設工事請負業
- 10、前各号に附帯関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は本店を 奈良市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は大阪市に於いて発行するサンケイ新聞に掲載して為す。

第 2 章 株 式

(発行する株式総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は200,000株とする。

(額面株式1株の金額)

第 6 条 当社の発行する額面株式1株の金額は金500円とする。

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株券は総て記名式としその株券の種類は1株券、10株券、50株券、100株券、500株券の5種とする。

(株式譲渡の制限規定及び名義書換)

- 第 8 条
- 1、当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。
 - 2、株式の名義書換を請求する者は当会社の所定の請求書に記名捺印し下記のいずれか書類を添えて会社に差出さなければならない。
 - 1、株 券
 - 2、譲渡以外の事由による場合は株券及びその事由を証明する書類。

(株式の登録)

- 第 9 条
- 株式が下記の請求をするときは当会社の所定請求書に当事者記名捺印し株券を添えて会社に差出さなければならない。
- 1、質券の登録又はその抹消
 - 2、信託財産の表示又はその抹消

(株券の再交付)

- 第 10 条
- 株券の喪失により再交付を請求する者は所定の請求書に記名捺印し除権判決の正本又は謄本を添えて会社に提出するものとする。
- 株券の汚損毀損又は種類変更等によりその再交付を請求する者は所定の書面に株券を添えて当会社に提出するものとする。

(手数料)

- 第 11 条
- 株券の名義書換質権の設定移転の登録又はその抹消
信託財産の表示又はその抹消及び株券の再交付については
取締役会の定める手数料を徴収する。

(株主の住所氏名印鑑届)

- 第 12 条
- 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は所定の様式により住所氏名及びその印鑑を当会社に届出るものとする。
- 前項に変更を生じた時も同様とする。

(株主名簿の閉鎖基準)

- 第 13 条
- 株主名簿の記載の変更は決算期の翌日から定時株主総会終結に至るまでこれを停止する。
- 前項の外必要ある場合は予め広告を行い株主名簿の記載の変更を停止し又は基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

- 第 14 条
- 株式の取扱に関する細部規則は取締役会の定めるところによる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 15 条 当会社の定時総会は毎決算期の翌日より3か月以内にこれを招集し臨時総会は随時必要に応じこれを招集する。株主総会は法定に別段の定めある場合を除く外取締役会の決議に基づき社長たる代表取締役がこれを招集する。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は代表取締役がこれに任じ代表取締役事故あるときは取締役会の決議により予め定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

(普通決議の要件)

第 17 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除く外出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は他の者に委任してその議決権を行使することができる。この場合は代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 役 員

(員 数)

第 19 条 当会社に下記の役員を置く。

取締役 3名以上

監査役 1名以上

但し欠員を生じた場合に於いても法定数を欠かない限り次の定時総会まで補欠選任を行わないことができる。

(選任決議)

第 20 条 取締役の選任決議は発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席してその議決権の過半数を以てこれをなしその選任については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会のとしまでとし監査役の任期は就任後4年内の

最終の決算期に関する定時株主総会のときまでとする。

- 2、 補欠または増員として選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了すべきときまでとする。
- 3、 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会の決議により代表取締役を選任する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議を以て代表取締役たる社長1名を置く尚専務及び常務取締役若干名を置くことができる。
社長は代表取締役として会社を代表する。

(職 務)

第 24 条 社長は会社の業務を総理し専務及び常務取締役は社長を補佐して各所管業務を掌理する。

(報 酬)

第 25 条 取締役及び監査役の報酬は株主総会に於いてこれを定める。

第 5 章 取 締 役 会

(取締役会の招集)

第 26 条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の3日前に通知を発するものとする。
但し取締役全員の同意があるときは招集手続を省略して会議を開くことができる。

(取締役会議長)

第 27 条 取締役会は代表取締役これを招集しその議長となる。
代表取締役に事故あるときは他の取締役がその職務を行う。

(取締役会決議)

第 28 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席者の過半数で決する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関しては本定款の外取締役会に於いて定める規則による。

第 6 章 計 算

(決算期)

第 30 条 当会社の決算期は毎年6月末日とする。

(配当金支払)

第 31 条 株主配当金は毎決算期に於ける株主名簿によって配当する。
株主配当金はその支払の確定の日から満3年以内に受領なきときは当会社はその支払義務を免れる。
支払配当金に対して利息をつけない。

第 7 章 附 則

第 32 条 本定款に定めなき事項は総て商法の規定に従う。

平成19年5月1日 現在

これは当社現行定款の原本に相違ありません。

平成29年12月6日

奈良市平松3丁目26番18号
株式会社野矢設備工業所
代表取締役 野 矢 明



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39053号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ ノヤ アキラ
氏名 野矢 明
生年月日 昭和40年 9月10日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39054号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ ヤマナカ タカシ
氏名 山中 孝
生年月日 昭和42年 5月 8日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第三九一六四号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

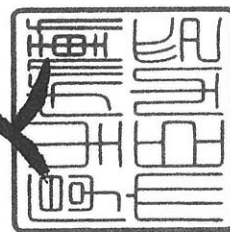
氏名 加藤 健 司

昭和三十八年七月九日生

水道法昭和二十二年法律第百七十七号の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲 久





宝来4丁目

宝来3丁目

平松1丁目

平松5丁目

平松3丁目

SAKE市場
マルシェ

県立
奈良病院

県立奈良病院

県立救命
救急センター

看護宿舎
白鷺寮
4F

県立奈良病院附属
看護専門学校
白鷺寮
5F

県立奈良病院附属
看護専門学校
3F

ひばりヶ丘
マンション

今西浩史

平松3丁目

米沢

ラビータ
A棟

ラビータ
B棟

にしき博司
大塚スタジオロイヤル
タイムズスクエア
アイカム
11 尾崎建設

山田 裕生
山下 敏
森田 17

資材置場

森下 昭典
高橋 隆
小杉 中島
伊藤 泰好
米良 稔
武藤 芳三

池淵石材工業(株)

池淵石材工業(株)

1F 薬局
まっくら
眼科
2F 桜井医院

レッドウツ
コモン

エステイト
ピアレット

宝来4丁目

ラビータ
A棟

ラビータ
B棟

にしき博司
大塚スタジオロイヤル
タイムズスクエア
アイカム
11 尾崎建設

山田 裕生
山下 敏
森田 17

資材置場

森下 昭典
高橋 隆
小杉 中島
伊藤 泰好
米良 稔
武藤 芳三

池淵石材工業(株)

池淵石材工業(株)

1F 薬局
まっくら
眼科
2F 桜井医院

レッドウツ
コモン

宝来4丁目

ラビータ
A棟

ラビータ
B棟

にしき博司
大塚スタジオロイヤル
タイムズスクエア
アイカム
11 尾崎建設

山田 裕生
山下 敏
森田 17

資材置場

森下 昭典
高橋 隆
小杉 中島
伊藤 泰好
米良 稔
武藤 芳三

池淵石材工業(株)

池淵石材工業(株)

1F 薬局
まっくら
眼科
2F 桜井医院

レッドウツ
コモン

宝来4丁目

ラビータ
A棟

ラビータ
B棟

にしき博司
大塚スタジオロイヤル
タイムズスクエア
アイカム
11 尾崎建設

山田 裕生
山下 敏
森田 17

資材置場

森下 昭典
高橋 隆
小杉 中島
伊藤 泰好
米良 稔
武藤 芳三

池淵石材工業(株)

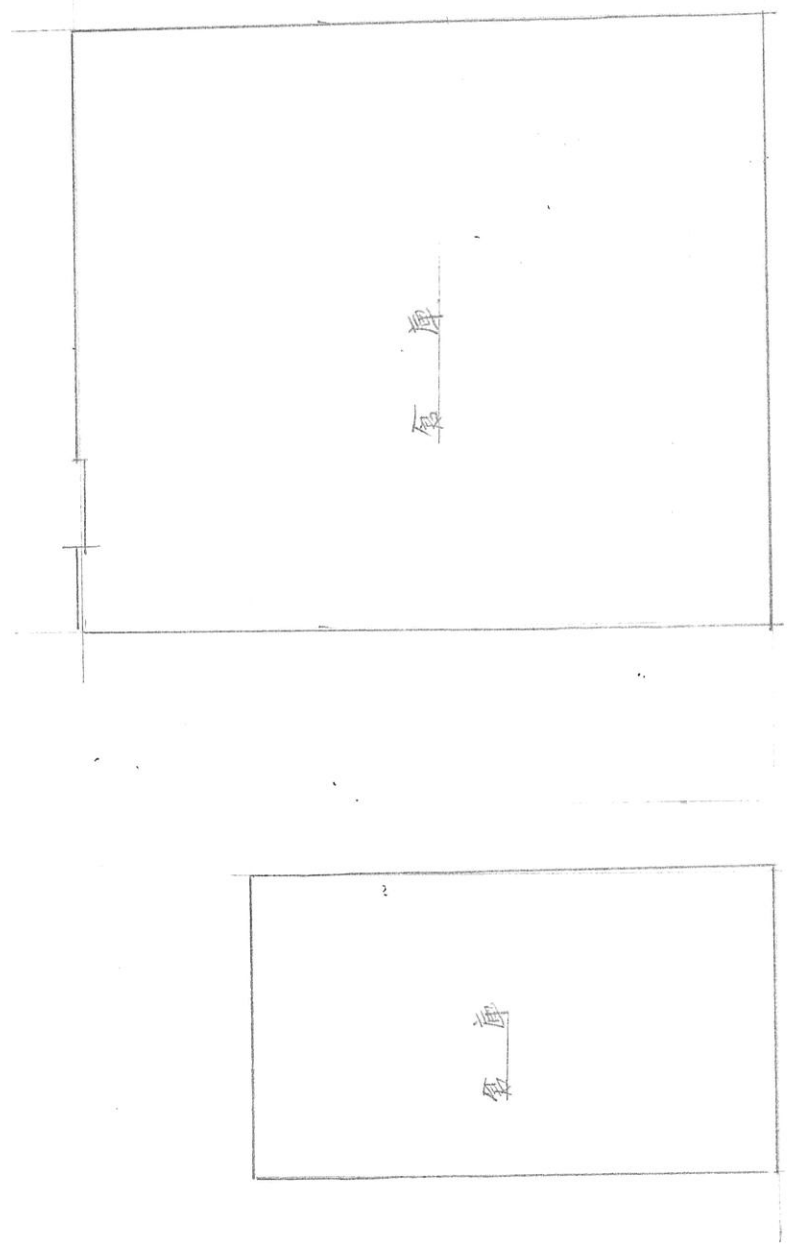
池淵石材工業(株)

1F 薬局
まっくら
眼科
2F 桜井医院

レッドウツ
コモン

倉庫の平面図

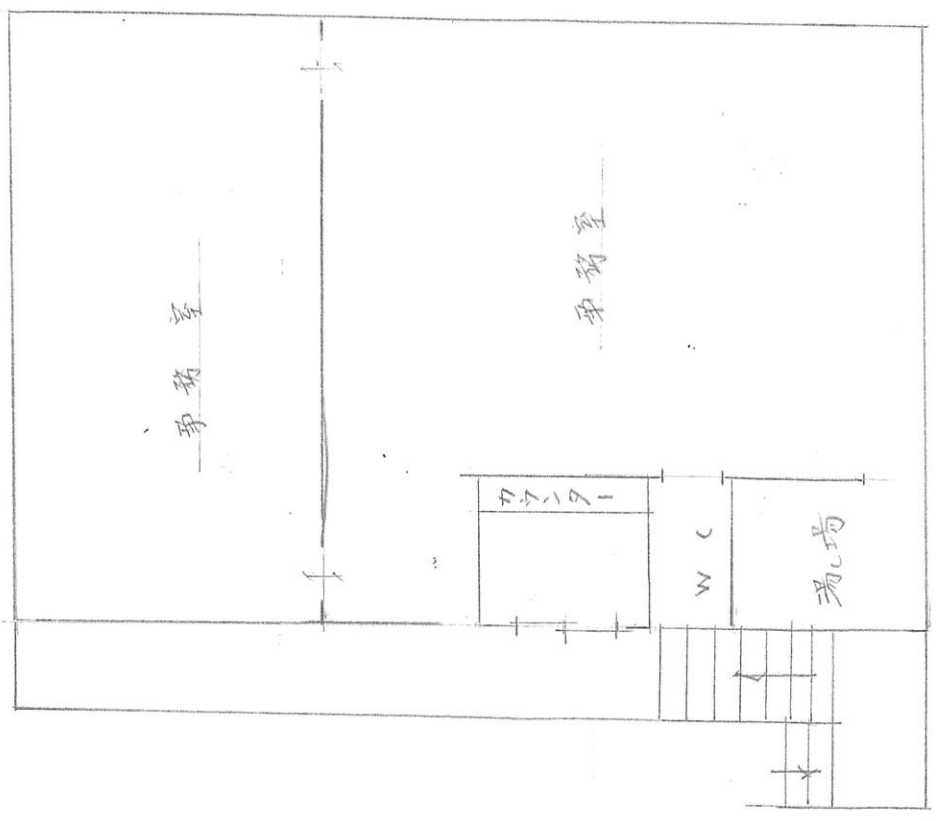
S=1/200or1/300



1 17号 5-1/100

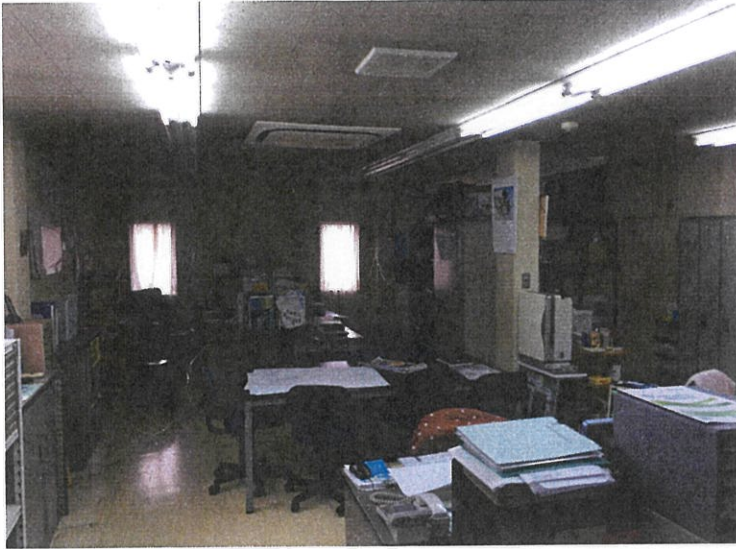
店舗の平面図

S=1/200or1/300



(2階) 5/100

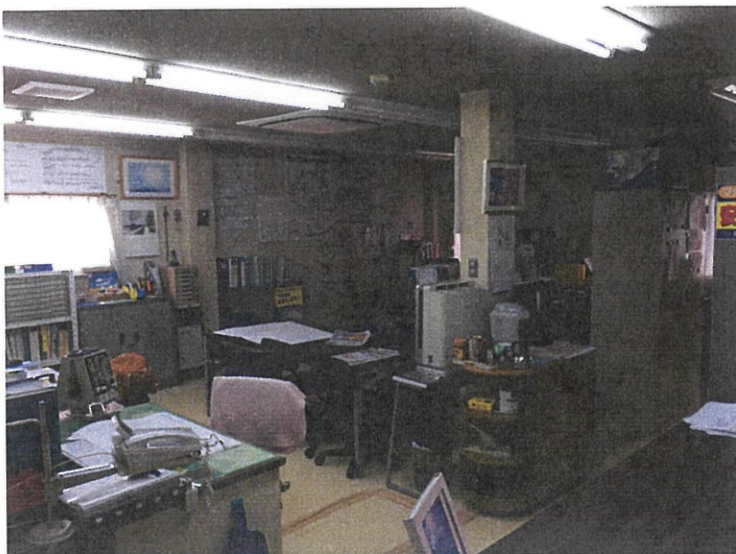
株式会社野矢設備工業所
営業所 内部



株式会社野矢設備工業所
営業所 内部



株式会社野矢設備工業所
営業所 内部





株式会社野矢設備工業所
営業所 内部



株式会社野矢設備工業所
営業所 外部 看板



株式会社野矢設備工業所
営業所 外部

株式会社野矢設備工業所
倉庫 内部



株式会社野矢設備工業所
倉庫 外部



株式会社野矢設備工業所
倉庫 外部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社野矢設備工業所
 住所 奈良市平松3丁目26番18号
 代表者氏名 代表取締役 野矢 明 印
 電話番号 0742-43-7655
 FAX番号 0742-43-9087
 メールアドレス noyaa@z33.so-net.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | ✓ | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

届出者 株式会社野矢設備工業所
奈良市平松3丁目26番18号
代表取締役 野矢 明

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

| | | |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 野矢設備工業所 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 野矢 明 山中 孝 加藤 健司 | 第39053号 第39054号 第39164号 | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39053号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ ノヤ アキラ
氏名 野矢 明
生年月日 昭和40年 9月10日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第39054号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ ヤマナカ タカシ
氏名 山中 孝
生年月日 昭和42年 5月 8日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第三九一六四号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 加藤 健 司

昭和三十八年七月九日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲 久

